

地方税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法人の市町村民税に関する規定の都への準用）</p> <p><b>第一条の二</b> 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、<u>第十条の二の八</u>の規定を準用する。</p>	<p>（法人の市町村民税に関する規定の都への準用）</p> <p><b>第一条の二</b> 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、<u>第十条の二の六及び第十条の二の九の規定を準用する。</u>この場合において<u>第十条の二の六中「市町村長」とあるのは「都知事」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（<u>更正の請求の手續</u>）</p> <p><b>第一条の八</b> 法第二十条の九の三第一項又は第二項の規定により更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、<u>当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した書類を当該地方団体の長に提出しなければならない。</u></p>
<p><b>第一条の八</b> <u>削除</u></p> <p>（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）</p> <p><b>第三条</b> 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによる</p>	<p><b>第三条</b> 同上</p> <p>（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）</p>

ものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認められる場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類		様式
略		
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）		第六号様式（別表一から別表四の三まで（別表三から別表四の二の七までを除く。））
(四) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第九条の七第二十七項の書類）		第六号様式（別表三から別表四の二の七まで）
(五) 利子割額の明細書（法第五十三条第二十八項の書類）		第六号様式別表四の四及び第九号の二様式
(六) 課税標準の分割に関する明細書（法第五十七条第一項の課税標準の分割に関する明細書）		第十号様式
(七) 均等割申告書（法第五十三条第十九項の道府県民税の申告書）		第十一号様式
(八) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書（法第五十三条第四十四項		第十二号様式

(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）		同上
(四) 利子割額の都道府県別明細書（法第五十三条第二十八項の書類）		第九号の二様式
(五) 課税標準の分割に関する明細書（法第五十七条第一項の課税標準の分割に関する明細書）		第十号様式
(六) 均等割申告書（法第五十三条第十九項の道府県民税の申告書）		第十一号様式
(七) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書（法第五十三条第四十五項		第十二号様式

及び第四十五項の届出書)

2 略

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 略

2 法第五十三條第三十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 法第五十三條第三十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四 及び五 略

(法第五十三條第四十二項の書類等の保存)

第三条の三 法第五十三條第二十六項の規定による控除、同条第三十九項の規定による充当又は同条第四十項の規定による還付を受ける法人は、その支払を受ける利子等につき法第二章第一節第四款の規定により課された利子割額に係る利息計算書その他の書類又は帳簿を整理し、七年間、これを当該法人の事務所又は事業所の所在地に保存するものとする。

(法第五十三條第四十四項の届出)

第三条の三の二 法第五十三條第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四條第一項(同法第四百四十五條において準用する場合を含む。)

及び第四十六項の届出書)

2 略

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 略

2 法第五十三條第三十八項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 法第五十三條第三十七項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四 及び五 略

(法第五十三條第四十三項の書類等の保存)

第三条の三 法第五十三條第二十六項の規定による控除、同条第四十項の規定による充当又は同条第四十一項の規定による還付を受ける法人は、その支払を受ける利子等につき法第二章第一節第四款の規定により課された利子割額に係る利息計算書その他の書類又は帳簿を整理し、七年間、これを当該法人の事務所又は事業所の所在地に保存するものとする。

(法第五十三條第四十五項の届出)

第三条の三の二 法第五十三條第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四條第一項(同法第四百四十五條において準用する場合を含む。)

の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、第五十三条第四十四項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

(法第五十三条第四十五項の届出)

**第三条の三** 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第十二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同法第十二号の七の三に規定する連結子法人(当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。)は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十五項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十五項の規定による届出をしなければならない。

の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、第五十三条第四十五項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

(法第五十三条第四十六項の届出)

**第三条の三** 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第十二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同法第十二号の七の三に規定する連結子法人(当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。)は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十六項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十六項の規定による届出をしなければならない。

一〇三 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四 略

2 政令第九条の九の八第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第五十五条の二第二項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。)との間の相互協議(法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

一〇三 略

(法第五十三条の二の更正の請求の手續)

第三条の四 法第五十三条の二の規定により更正の請求をしようとする法人は、第一条の八に規定する事項のほか、当該請求の基となつた国の税務官署の更正の通知がされた日を記載した書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の二 略

2 政令第九条の九の八第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十五項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第五十五条の二第二項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の四において同じ。)との間の相互協議(法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の五までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

**第三条の四の二** 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約(法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条及び**第三条の四の四**において同じ。)に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 四 略

2及び3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

**第三条の四の三** 略

2 政令第九条の九の九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

**第三条の四の三** 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約(法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条及び**第三条の四の五**において同じ。)に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 四 略

2及び3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

**第三条の四の四** 略

2 政令第九条の九の九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の四 略

2及び3 略

(法第六十五条の二第一項の請求の手續等)

第三条の六 道府県は、次の表の上欄に定める期間内に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。）の規定により控除し、法第五十三条第三十九項の規定により充当し、又は同条第四十項の規定により還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額（同表の上欄に定める期間内に同条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した額を含む。）のうち他の道府県が課した利子割額に相当する金額の請求及び他の道府県から請求を受けた金額の支払（法第六十五条の二第二項の規定により相殺が行われる場合には当該相殺後の金額の支払）は同表の下欄に定める月の末日までに行うものとする。

略

2及び3 略

(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の五 略

2及び3 略

(法第六十五条の二第一項の請求の手續等)

第三条の六 道府県は、次の表の上欄に定める期間内に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。）の規定により控除し、法第五十三条第四十項の規定により充当し、又は同条第四十一項の規定により還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額（同表の上欄に定める期間内に同条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した額を含む。）のうち他の道府県が課した利子割額に相当する金額の請求及び他の道府県から請求を受けた金額の支払（法第六十五条の二第二項の規定により相殺が行われる場合には当該相殺後の金額の支払）は同表の下欄に定める月の末日までに行うものとする。

略

2及び3 略

(政令第二十一条の五の額)

**第四条** 政令第二十一条の五第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下本項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一及び二 略

2 政令第二十一条の五第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下本項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一及び二 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収)

(政令第二十一条の六の額)

**第四条** 政令第二十一条の六第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下本項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一及び二 略

2 政令第二十一条の六第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下本項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一及び二 略

(法第七十二条の三十三の二の更正の請求の手續)

**第五条の二** 法第七十二条の三十三の二の規定により更正の請求をしようとする法人は、第一条の八に規定する事項のほか、当該請求の基となつた修正申告書の提出の日若しくは更正若しくは決定の通知を受けた日又は国の税務官署の更正若しくは決定の通知がされた日を記載した書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収)

猶予の申請書類)

第五条の二 略

2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の四において同じ。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知)

第五条の三 法第七十二条の三十九の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう。以下この条及び第五条の五において同じ。)に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 略

猶予の申請書類)

第五条の三 略

2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十五項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の五において同じ。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の六までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知)

第五条の四 法第七十二条の三十九の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう。以下この条及び第五条の六において同じ。)に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 略

2及び3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の四 略

2 政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものと及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知)

第五条の五 略

2及び3 略

(売上総利益金額の算定方法)

第六条の三 政令第三十五条の二第一項の売上総利益金額は、売上高から

2及び3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の五 略

2 政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものと及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知)

第五条の六 略

2及び3 略

(売上総利益金額の算定方法)

第六条の三 政令第三十五条の三第一項の売上総利益金額は、売上高から

売上原価を控除した金額とする。

(分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求の手続等)

**第六条の四** 法第七十二条の四十八の二第四項の規定による更正の請求をしようとする法人は、同条第五項に規定する更正請求書に次項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に届け出たことを証する文書を添付しなければならない。

2及び3 略

(更正請求書の様式)

**第六条の五** 法人が更正の請求をしようとする場合において、法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書

は、道府県民税又は事業税若しくは地方法人特別税については第十号の三様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

売上原価を控除した金額とする。

(分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求の手続等)

**第六条の四** 法七十二條の四十九第四項の規定による更正の請求をしようとする法人は、次に掲げる事項を記載した文書に次項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に届け出たことを証する文書を添えて関係道府県知事に提出しなければならない。

- 一 請求をする法人の名称及び所在地
  - 二 代表者（法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法の施行地における経営の責任者）の氏名
  - 三 更正の対象となる事業年度及びその付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額
  - 四 更正後の付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額
- 2及び3 略

(更正の請求書の様式)

**第六条の五** 法人が更正の請求をしようとする場合において、第一条の八、第三条の四（第十条の二の六において準用する場合を含む。）、第五条の二又は前条第一項の規定により提出しなければならない書類又は文書は、道府県民税又は事業税若しくは地方法人特別税については第十号の三様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

(申告書の付記事項)

第七条の二 法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記しなければならぬ事項は、次に掲げる事項とする。

一 所得税法第二十六条第二項及び第二十七条第二項(同法第六十五條の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。以下この号において同じ。)の金額又は法第三十二条第二項の規定においてその例によるものとされる所得税法第二十六条第二項及び第二十七条第二項の規定により算定した金額(農業に係る金額を除くものとする。以下「事業所得等の金額」という。)のうちに次に掲げる金額を有する者にあつては、その金額

イ及びロ 略

ハ 法第七十二条の四十九の十三の規定により控除すべき金額

二 略

二 所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつた親族につき法第七十二条の四十九の十二第二項後段の規定の適用を受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名及びその青色事業専従者に支給した給与の総額

三 前年分の事業の所得の計算上生じた損失のうちに法第七十二条の四十九の十二第八項の被災事業用資産の損失の金額を有する者にあつては、その金額

四 法第七十二条の四十九の十二第九項に規定する譲渡損失の金額を有する者にあつては、その金額

五 略

(申告書の付記事項)

第七条の二 同上

一 同上

イ及びロ 略

ハ 法第七十二条の四十九の九の規定により控除すべき金額

二 略

二 所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつた親族につき法第七十二条の四十九の八第二項後段の規定の適用を受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名及びその青色事業専従者に支給した給与の総額

三 前年分の事業の所得の計算上生じた損失のうちに法第七十二条の四十九の八第八項の被災事業用資産の損失の金額を有する者にあつては、その金額

四 法第七十二条の四十九の八第九項に規定する譲渡損失の金額を有する者にあつては、その金額

五 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類		様式
略		略
(五) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第三百二十一条の八第一項及び第四項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の市町村民税の申告書)	略	第二十号様式(別表一から別表四の三まで(別表三から別表四の二の五までを除く。))
(六) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令第四十八条の十三第二十八項の書類)	略	第二十号様式(別表三から別表四の二の五まで)
(九) 課税標準の分割に関する明細書(法第三百二十一条の十三第一項の課税標準の分割に関する明細書)	略	第二十二号の二様式
(十) 均等割申告書(法第三百二十一条の八第十九項の道府県民税の申告書)	略	第二十二号の三様式

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 同上

申告書等の種類		様式
略		同上
(五) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第三百二十一条の八第一項及び第四項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の市町村民税の申告書)	略	第二十号様式(別表一から別表四の三まで)
(六) 課税標準の分割に関する明細書(法第三百二十一条の十三第一項の課税標準の分割に関する明細書)	略	同上
(九) 均等割申告書(法第三百二十一条の八第十九項の道府県民税の申告書)	略	第二十二号の三様式

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)	第六号様式(別表一から別表四の三まで(別表三から別表四の二の七までを除く。))
略	
(四) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令第五十七条の二第一項の規定により準用される政令第四十八条の十三第二十八項の書類)	第六号様式(別表三から別表四の二の七まで)及び第二十号様式別表四の二
(五) 利子割額の明細書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第五十三条第二十八項の書類)	第六号様式別表四の四及び第九号の二様式

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 同上

(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)	同上	同上
略		
(四) 利子割額の都道府県別明細書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第五十三条第二十八項の書類)		第九号の二様式

(六) 課税標準の分割に関する明細書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の十三第一項の課税標準の分割に関する明細書）	第十号様式
(七) 均等割申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第十九項の道府県民税の申告書）	第十一号様式

2  
略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

**第十条の二の六** 政令第四十八条の十五の三第三項の規定による申請書の様式は、第二十二号の二の二様式とする。

2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

(五) 課税標準の分割に関する明細書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の十三第一項の課税標準の分割に関する明細書）	第十号様式
(六) 均等割申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第十九項の道府県民税の申告書）	第十一号様式

2  
略

（法第三百二十一条の八の二の更正の請求の手續）

**第十条の二の六** 第三条の四の規定は、法第三百二十一条の八の二の規定により更正の請求をする場合について準用する。この場合において、第三条の四中「法第五十三条の二」とあるのは「法第三百二十一条の八の二」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

**第十条の二の七** 政令第四十八条の十五の三第三項の規定による申請書の様式は、第二十二号の二の二様式とする。

2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の七 政令第四十八条の十五の四第三項の規定による申請書の様式は、第二十二号の二の様式とする。

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人（法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十五項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の八 政令第四十八条の十五の四第三項の規定による申請書の様式は、第二十二号の二の様式とする。

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人（法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを

明らかにする書類

三 政令第四十八条の十五の四第三項第四号に規定する場合に該当する  
ときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類  
、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第十条の二の八 法第三百二十一条の十三第二項の従業者とは、第三条の  
五に規定する従業者をいう。

(法第三百二十五条の基準)

第十条の二の九 略

(法第三百四十三条第九項の家屋の附帯設備)

第十条の二の十 略

明らかにする書類

三 政令第四十八条の十五の四第三項第四号に規定する場合に該当する  
ときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類  
、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第十条の二の九 法第三百二十一条の十三第二項の従業者とは、第三条の  
五に規定する従業者をいう。

(法第三百二十五条の基準)

第十条の二の十 略

(法第三百四十三条第九項の家屋の附帯設備)

第十条の二の十一 略